

令和 7 年度

総 会

日 時 令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 4 時

場 所 高岡市役所 8 階 801・802 会議室

高岡市公園愛護協力推進協議会

総 会 次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 来賓あいさつ

高岡市都市創造部長

4. 表彰状授与

5. 議長選出

6. 議 事

- (1) 令和 6 年度事業報告について
- (2) 令和 6 年度収支決算報告について
- (3) 監査報告について
- (4) 規約改正（案）について
- (5) 役員改選（案）について
- (6) 令和 7 年度事業計画（案）について
- (7) 令和 7 年度収支予算（案）について

7. 閉 会

令和7年度会長表彰者

高岡市公園愛護協力推進協議会

個人の部

氏 名	活動年数	活動公園	活動内容
駒井 隆夫	14	向野町ニュータウン	永年にわたり自治会役員として、除草、清掃、遊具の手入れの他年2回、防除作業など公園の環境美化に率先して活動し地域住民の模範であった。
浦 信作	10	高伏町公園	毎月、定期的に作業の内容を計画して、除草・清掃活動・樹木の剪定等の活動をしている。また、地域の公園として子供や高齢者が憩いの場として親しまれるよう率先して管理している。
中村 隆	7	守山第2公園	毎月の作業に参加するとともに、公園の清掃を行った。

団体の部

団 体 名	活動年数	活動公園	活動内容
国分自治会公園愛護協力会	25	伏木国分児童遊園	毎月2回の一斉清掃、除草、ゴミ収集作業などを定期的実施し、臨時にも行い、遊園の環境美化や安全対策に努め、幼児や児童の遊び場として、少ない構成員が一丸となって住みよい町づくりに従事している。
御蔵町自治会	25	立野東部公園	開園以来25年間に渡り、5月から10月まで毎月1回の一斉除草、清掃、公園周辺の清掃作業を定期的実施するとともに、臨時にも2回実施するなど、町内会員が一丸となって従事し、快適で住みよい環境づくりに大きな役割を果たしている。
井口本江公園愛護協力会	35	井口本江公園	毎月1回の一斉清掃、除草、樹木の手入れ等の作業を定期的実施。また臨時に5回実施するなど地域住民が一丸となって従事するなど、快適で住みよい憩いの場の町づくりに大きな役割を果たしている。

役員の部

氏名	活動年数	担当地区
西 廣志	16	伏木・太田
牧 隆	13	下関・二塚
跡地 孝吉	12	成美
橋本 善明	10	能町
荻澤 勝一	13	西条・川原

令和6年度高岡市公園愛護協力推進協議会事業報告書

1 公園及び緑地の美化運動の推進

- ・ 公園美化運動キャンペーンの実施

6月・9月を「公園除草・清掃特別月間」として、公園美化活動を推進した。

2 公園愛護思想の啓発及び広報活動

- ・ 「公園だより」第26号の発行（3,400部発行）

3 公園愛護協力会の育成及び指導

- ・ 表彰事業の実施

令和6年4月24日（水） 御旅屋セリオ5階ホール

表彰：個人3名、4団体 ほか感謝状贈呈1名

- ・ 剪定講習会の実施

令和6年9月21日（土） 野村公園 （参加者15名）

- ・ 花壇作り講習会の実施

令和6年10月5日（土） 木津仲町公園 （参加者11名）

- ・ 先進地公園視察研修の実施

令和6年10月16日（水） 福井県武生中央公園、紫式部公園

参加者24名、事務局3名

4 総会、三役会、役員会の開催

- ・ 役員会

令和6年4月3日（水） 高岡市役所801会議室

- ・ 表彰式

令和6年4月24日（水） 御旅屋セリオ5階ホール

- ・ 総 会

令和6年4月24日（水） 御旅屋セリオ5階ホール

- ・ 役員会

令和6年7月3日（水） 高岡市役所入札室

- ・ 役員会

令和6年9月30日（月） 高岡市役所803会議室

- ・ 三役会

令和7年2月14日（金） 高岡市役所602会議室

- ・ 役員会

令和7年2月14日（金） 高岡市役所801会議室

令和6年度高岡市公園愛護協力推進協議会決算報告書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

1 収入の部

(単位：円)

費 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
会 費	662,000	664,000	2,000	332公園
研 修 会 参 加 費	200,000	135,000	△ 65,000	先進地公園視察 (参加者：27名、参加費：5,000円/人)
繰 越 金	514,992	514,992	0	
雑 収 入	1,008	227	△ 781	利息、事務費
合 計	1,378,000	1,314,219	△ 63,781	

2 支出の部

(単位：円)

費 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
会 議 費	15,000	3,144	△ 11,856	
表 彰 事 業 費	170,000	153,367	△ 16,633	3個人、4団体、感謝状1個人
研 修 事 業 費	650,000	486,094	△ 163,906	花壇作り、剪定講習会 先進地視察研修
印 刷 製 本 費	300,000	197,820	△ 102,180	総会資料、公園だより(3,400部)等
通 信 費	150,000	92,280	△ 57,720	公園だより発送、総会資料等
事 務 費	23,000	5,000	△ 18,000	花代
予 備 費	70,000	0	△ 70,000	
繰 越 金	0	376,514	376,514	
合 計	1,378,000	1,314,219	△ 63,781	

監 査 報 告 書

令和6年度高岡市公園愛護協力推進協議会の決算について、
規約第8条第5号の規定に基づき関係書類を審査した結果、適正
でありましたのでご報告いたします。

令和7年4月4日

監 事 坂 隆 

監 事 跡 地 孝 吉 

高岡市公園愛護協力推進協議会規約改正（案）

（役員）

第5条 推進協議会に次の役員を置く。

（3）幹事長 1名

を

（役員）

第5条 推進協議会に次の役員を置く。

（3）代表理事 1名

（役員の選任）

第7条 会長は、総会において選任する。

2 副会長、幹事長、理事ならびに監事は、総会の承認を得て、会長が任命する。

を

（役員の選任）

第7条 会長は、総会において選任する。

2 副会長、代表理事、理事ならびに監事は、総会の承認を得て、会長が任命する。

（役員の職務）

第8条 役員は、次の職務を行う。

（3）幹事長は、会長、副会長を補佐し業務を遂行する。

を

（役員の職務）

第8条 役員は、次の職務を行う。

（3）代表理事は、会長、副会長を補佐し業務を遂行する。

(役員会)

第10条 役員は、会長、副会長、幹事長、理事及び監事をもって構成し、
会長が必要に応じて招集する。
を

(役員会)

第10条 役員は、会長、副会長、代表理事、理事及び監事をもって構成し、
会長が必要に応じて招集する。

に改正する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年4月1日提出

高岡市公園愛護協力推進協議会

会長 杉森 利二

令和7年度高岡市公園愛護協力推進協議会事業計画書(案)

1 活動方針

- (1) 公園やみどりを愛し美しくする運動を盛り上げ、うるおいとやすらぎのある快適なまちづくりに努める。
- (2) 会員相互の交流を深め、公園愛護思想の高揚を図る。

2 事業計画

- (1) 公園及び緑地の美化運動の推進
 - ・公園美化運動キャンペーンの実施
6月・9月を「公園除草・清掃特別月間」として、公園美化活動を推進する。
- (2) 公園愛護思想の啓発及び広報活動
 - ・「公園だより」第27号の発行（3,400部発行）
- (3) 公園愛護協力会の育成及び指導
 - ・樹木の剪定、刈払機取扱い、花壇づくり、雪吊り等の公園の管理に関する講習会及び先進地公園視察研修を実施し、住民の手による公園管理の促進を図る。
- (4) 表彰事業
 - ・公園愛護活動に積極的に取り組み、多大な功績のあった個人又は団体を表彰し公園愛護思想の一層の普及を図る。
- (5) その他公園愛護協力会の育成・指導に必要な事業を行う。

令和7年度高岡市公園愛護協力推進協議会予算書(案)

令和7年4月1日～令和8年3月31日

1 収入の部

(単位：円)

費 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
会 費	666,000	662,000	4,000	333公園
研修会参加費	200,000	200,000	0	@5,000円/人×40人
繰 越 金	376,514	514,992	△138,478	
雑 収 入	486	1,008	△522	
合 計	1,243,000	1,378,000	△135,000	

2 支出の部

(単位：円)

費 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
会 議 費	15,000	15,000	0	役員会
表彰事業費	170,000	170,000	0	団体、個人
研修事業費	620,000	650,000	△30,000	先進地公園視察、講習会
印刷製本費	255,000	300,000	△45,000	総会資料、公園だより(3,400部)
通 信 費	150,000	150,000	0	公園だより発送、総会資料等
事務費	23,000	23,000	0	領収書
予 備 費	10,000	70,000	△60,000	
合 計	1,243,000	1,378,000	△135,000	

高岡市公園愛護協力推進協議会規約

資料1

(名 称)

第1条 この会は、高岡市公園愛護協力推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 推進協議会は、公園愛護協力会の相互の発展を図ることにより公園美化を推進し、地域住民のうるおいとやすらぎのある住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 公園及び緑地の美化運動の推進に関すること。
- (2) 公園愛護思想の啓発及び広報活動に関すること。
- (3) 公園愛護協力会の育成及び指導に関すること。
- (4) 公園愛護協力会相互の交流、連絡調整等に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(構成団体)

第4条 推進協議会は、第2条の目的に賛同する公園愛護協力会を構成団体として組織するものとする。

(役 員)

第5条 推進協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2名

2 推進協議会に、顧問を置くことができる。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後において、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うものとする。

(役員選任)

第7条 会長は、総会において選任する。

2 副会長、幹事長、理事ならびに監事は、総会の承認を得て、会長が任命する。

(役員職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、推進協議会の会務を総轄し、推進協議会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長が、その職務を代行する。
- (3) 幹事長は、会長、副会長を補佐し業務を遂行する。
- (4) 理事は、役員会を構成し推進協議会の会務の執行を決定する。

(5) 監事は、推進協議会の会計及び会務を監査する。

(総 会)

第9条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2 総会は、次の事項を決議する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) 規約改正

(4) その他総会が必要と認めた事項

3 総会の議長は、会長をもって充てる。

4 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 役員は、会長、副会長、幹事長、理事及び監事をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。

2 役員会の議長は、会長をもって充てる。

3 役員会において審議、決定する事項は、次のとおりとする。

(1) 総会に付議する事項

(2) 推進協議会の運営に関する事項

(3) その他会長が必要と認める事項

(経 費)

第11条 推進協議会の経費は、年会費2,000円及び寄付金などをもって充てる。

(会計年度)

第12条 推進協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 推進協議会の事務を処理するため、事務局を高岡市都市創造部景観みどり課内に置く。

(細 則)

第14条 この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

平成17年4月22日 第13条 改定

平成18年4月1日 第5条・第7条・第8条・第10条・第11条改定

平成21年4月1日 第5条・第7条改定

平成27年4月1日 第13条改定

令和3年5月31日 第13条改定

高岡市公園愛護協力推進協議会役員名簿

(任期：令和5年4月～令和7年3月)

役 職	担当地区(校下)	氏 名	備 考
会 長	守 山 ・ 二 上	杉 森 利 二	
副 会 長	福 岡	島 次 富	
副 会 長	立野・東五位・ 小 勢	亀 岡 清	
幹 事 長	伏 木 ・ 太 田	西 廣 志	
監 事	成 美	牧 隆	
監 事	下 関 ・ 二 塚	跡 地 孝 吉	
理 事	野 村	中 尾 耕 成	
理 事	博 労 ・ 佐 野 福 田 ・ 木 津	月 安 幸 三	
理 事	能 町	橋 本 善 明	
理 事	国 吉 ・ 石 堤	笹 島 和 夫	
理 事	牧 野	北 井 誠	
理 事	戸 出	角 玄 富 雄	
理 事	西 条 ・ 川 原	荻 澤 勝 一	
理 事	中 田	吉 田 信 夫	
理 事	福 岡	野 口 正 男	
理 事	古 府	牧 野 光 男	
理 事	平 米 ・ 定 塚	中 村 喜 進	
理 事	横 田	上 田 謙 一	